

総務委員会 会議録

日 時 令和6年9月20日（金曜日） 午前9時55分～午前11時31分

場 所 臼杵庁舎2階 第1委員会室

出席委員の氏名

委員長 梅田 徳男 副委員長 甲斐 尊 委員 戸匹 映二
委員 奥田富美子 委員 大塚 州章 委員 内藤 康弘

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当）	平山 博造	地域力創生課長	望月 裕三
総務課長	佐世 善之	秘書・総合政策課長	安東 信二
消防本部消防長	亀井 英樹	秘書・総合政策課参事 兼市民性推進課参事	内藤 健治
総務課課長代理	桑原 昇造	その他関係職員	

出席した事務局職員の職氏名

書記 二宮 貴司

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第63号	臼杵市職員定数条例の一部改正について	原案可決
第64号	臼杵市多世代交流館条例の制定について	原案可決
第65号	臼杵市コミュニティセンター条例の一部改正について	原案可決
第76号	物品購入契約の締結について	原案可決
第84号	訴えの提起について	原案可決

第 8 5 号	訴えの提起について	原案可決
---------	-----------	------

午前 9 時 5 5 分 開議

○委員長（梅田徳男）

それでは総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会で付託されました議案は 6 件であります。審査の関係上、第 6 5 号議案を先に審査し、その後次第に沿って審査をいたします。それでは、地域力創生課所管の議案の審査を行います。第 6 5 号議案 白杵市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎地域力創生課長（望月裕三）

おはようございます。地域力創生課の望月です。私のほうから、第 6 5 号議案 白杵市コミュニティセンター条例の一部改正についてご説明をいたします。本日からタブレットを使用ということで、ちょっと不慣れな部分もあるかと思いますが、紙資料とあわせながら、ご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（ 付議議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

名称ですけど、佐志生だけコミュニティセンターとならないのは何か、地域のこだわりでもおありかなと思ったんですが、お願いします。

◎地域力創生課長（望月裕三）

奥田委員のご質問にお答えします。佐志生地区に関しましては、現在、地域振興協議会が活用しているということで、お伝えをさせていただいたんですが、もうその施設を地域のほうで、佐志生ふれあいセンターということで、看板を掲げながら、利用活用しているというような経緯がございましたので、地域の方に馴染んでいただける、こちらの名称を入れさせていただいたところであります。

○委員（大塚州章）

ちょっと教えていただきたいんですけど、望月課長、先ほど、日本の正しいふるさと創造と、それから市民が主役のまちづくりが抽象的でわかりにくいというふうな説明を今、されたと思うんですよ。となると今まで、日本のふるさと創造がずっと抽象的でわかりにくく説明されてきたのかなというふうに僕はちょっと、ごめんなさいね、とってしまうんで、さらに、詳しく内容を詰めるためというふうな、ブラッシュアップしたっていうふうな意味であればいい

んですけど、わかりにくいつて言われると今まで何だったのかなっていうのがあるのでそこは説明を変えたほうがいいのかないと思いました。

◎地域力創生課長（望月裕三）

大塚委員のご質問にお答えします。すいません、説明のほうが適切ではなかった部分が一部あったかというふうに思うところがあるんですが、やはり、これまでも、日本の正しいふるさとというのは、いつも安心できる、そういったふるさとにということで、黙認していたという部分があったんですが、先ほどご指摘をいただいた通り、コミュニティセンターの設置の目的が、市民の参画と行動を促す部分ということで、それを25年に改められた条例に適したものにしていくということで今回、目標の部分も改めたいというふうに考えておりますので、ご指摘の部分の踏まえつつ、改正をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。

○委員（大塚州章）

わかりました。その辺のところは、ちょっと最初に入った言葉が耳に残ったんで、ちょっとそれは僕も改めていきたいと思います。ただやっぱり、今、望月課長が説明したような内容で、これからやっていくということで、認識したいと思います。

それともう1点、海辺などが、連絡事務所として機能が残っている。その中で、連絡事務所としての機能の、例えば人員配置とか費用、その辺のところは、ほかのコミュニティセンターとしての対応に何か変化があるんですかね。

◎地域力創生課長（望月裕三）

大塚委員の質問にお答えします。基本的には連絡事務所の機能はそのままコミュニティセンターに移行されている形になりますので、コミュニティセンターのちょっとここを今少し示しているところは少ないですが、コミュニティセンターの条例自体には、そもそも現在、連絡事務所が担っている連絡調整の役割、それと地域の団体の支援をするという役割、その2つはすでにコミュニティセンターの役割として、すでに示されている役割になっているということで、それを統合することで、例えば連絡事務所の役割がなくなるとか、そういったものではなくて、むしろコミュニティセンターとしてより地域の活用の幅が広がるとそういうふうに考えておりますので、これを連絡事務所をなくすことで名称がなくなることでの弊害はないというふうに基本的に考えております。

人員配置につきましても、現在のところは、基本、連絡事務所2名体制で、外注しているんですが、それを維持したまま、やっていくというふうなことで考えております。以上です。

○委員（大塚州章）

はい、わかりました。連絡事務所のほうはそれで、機能を残しているのがいいかと思うんですけど、ほかのコミュニティセンターにしても、その連絡機能をどうするのか、予算的なものとか扱いたいのものとかいうのを議論っていうか自治会や中央地区振興協議会のほうから一緒にできないのかとか、そういう、何か想定はしておりますか。

◎地域力創生課長（望月裕三）

大塚委員のご質問にお答えします。実際のところ職員配置の差が1名体制であったり2名体制であったりというような差がございます。連絡事務所の状況を少し追加でご説明させていただきますと、連絡事務所もかなり以前から、地域に馴染んだ施設として、地域の各種団体をサポートするというので、2名体制にしてきていたというような経緯がございます。現在新しくできた地域振興協議会についても、1名体制、2名体制のところもありますが、基本的には、地域が実際にやっている活動に応じた人員配置をしているといった状況でございます。

当然、今後、地域のほうで活動や事務負担等が増えた場合は、協議の上で、状況に合わせる努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（大塚州章）

はい、ありがとうございます。その辺のところは懸案だったんで、例えば、この海辺とかの人員配置はこころ辺だけど、今まだこの辺のところを徐々に上げていくのか、それともこっちをこう下げていくのか、その辺のところが、悩ましいところではあるだろうと思うんで、そこよく地域と相談しながら、どこで折り合いをつけていくというのがこれからの課題だろうと思いますんで、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（梅田徳男）

ほかにございませんか。

○委員（戸匹映二）

教育委員会の持たれていた部分をもうすべて、地域力創生課に移行するというか、含めてしまうということによろしいですかね。

◎地域力創生課長（望月裕三）

戸匹委員の質問にお答えします。現在教育委員会が行っている、予算や管理等を含めて地域力創生課で行うというふうにいたします。

○委員（戸匹映二）

先ほどの条例の内容の文章の中で社会教育法というのが出てきたのですが、おそらく教育委員会が受け持っていたのは社会教育法というのがもともになるのだろうと思うのですが、その点では、社会教育法の内容が私もよくわからないのですが、それに対して何か、違和感みたいなものは特にないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。

◎地域力創生課長（望月裕三）

戸匹委員の質問にお答えします。このコミュニティセンターは、社会教育施設としての役割も担って、公民館機能のさらなる充実を図るという文言が条例に記載をされております。したがって公民館機能も含めた建物として取り扱いをするようにしております。

それと先ほど、A3横の資料に記載されているコミュニティセンターの変更後のイメージ図を一番下に示させていただいているのですが、こちらに白杵市に矢印が出ている部分があるのですが、教育委員会のほうが下のほうにあって、社会教育課が、社会教育プログラム等を提供してサポートするという、そういった編成で示させていただいております。社会教育課とは役

割は分かりますが、公民館としての機能が失われるわけではなく、そこを維持、強化していくといった目的を持っている改正でもございます。以上です。

○委員（戸匹映二）

社会教育課が全くその手を離すということではない。ちゃんと中に入って、社会教育的な部分はきちっとしていくということでよろしいですか。

◎地域力創生課長（望月裕三）

戸匹委員のご質問にお答えします。社会教育課のほうも、運営にはこれからも一緒に携わっていただきながら、今後詳しいメニューを考えていくような形になっております。以上です。

○委員長（梅田徳男）

ほかにございませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第65号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第65号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決します。以上で、地域創生課所管の議案の審査を終わります。ありがとうございました。休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。それでは総務課所管の議案の審査を行います。第63号議案 臼杵市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は挙手を以って、お願いいたします。

○委員（奥田富美子）

消防職員については育児休業等に対応するということですが、大分にできた指令センターのところにも、人が配置された関係は、全く無いのですか。

◎総務課長（佐世善之）

奥田委員の質問にお答えいたします。条例上、他機関に派遣する職員については、条例定数から除くことになっておりますので、現状では、航空隊と大分の指令センターに2名派遣をしておりますが、定数からは除くということになっております。以上です。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。

（はい）

○委員長（梅田徳男）

委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

（委員長の職務を甲斐副委員長に交代）

○副委員長（甲斐尊）

梅田委員の発言を許可します。

○委員（梅田徳男）

今の指令センターの関連で、指令センターに出向させているのは1名ですかね。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員のご質問にお答えいたします。現在、指令センターには1名の職員を出向させております。

○委員（梅田徳男）

消防署の従来の職員の中から1名を消防センターのほうに派遣をしているということで、派遣前の消防のほうの救急体制の中で、24時間勤務で何名かを救急の体制として、人員配置をしておりますよね。救急体制が従来、白杵でやっていたときの配置人員は何人だったのですか。

例えば、私が勤務していたところで、3交替勤務ということで考えますと、1日24時間1人を配置するために、人間が4人いるんですよ。ですから、救急センターで、従来の救急体制の中で、人を救急用に24時間配置すると、2人とか3人とか4人のマンパワーを確保しないといけない。そのときの人員は何人だったのですか。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

消防本部消防長の亀井です。今ご質問の当直人員になろうかなと思いますけども、現在、白杵のほうは1小隊、2小隊ありまして、そちらのほうに職員を21名ずつ配置して、常時最低人員として12名勤務させるようにしております。21名で、休暇や学校入校、研修などいろいろあります。先ほど、今回の提案の中にありましたように育児休業等も含めまして、全員が勤務するわけではありませんので、21名のうち、最低12名は確保しようと。多い場合は13とか14とかなる場合もありますけども、最低は12名でいこうかなと。野津のほうは1小隊、2小隊それぞれ、6名ずつの12名で、最低を4名ということで運用しております。互い

にちょっと野津と臼杵のほうで、もしこれを4名、12名割るようであれば、お互いに交換しながら、当直人員は確保しているような状態であります。以上です。

○委員（梅田徳男）

体制と人員の数、うまく理解はできないのですが、要は、大分の指令センターに1名派遣したということと、それ以前の体制の中で、救急体制を整えていたという、その人員が当然少なくなっているはずなんで、そのための人員というのは、今回、人員をふやすことには影響はしてないのですか。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

令和6年4月から、派遣は共同運用が始まった大分消防指令センターに1名と、大分県の防災航空隊に隊員1名を派遣しております。これは以前から派遣することが予定されておりましたので、また、派遣職員については、先ほど説明がありましたように定数の中に入れないというふうなことがありましたので、今年、3名職員を採用して、足らなくなる部分は補填するような形で対応させてもらっております。以上です。

○委員（梅田徳男）

それはいいんですけども、県内全体で効率化を図って人員の削減が図れているはずなんで、その効率化が図られた部分と、今回不足で補おうとする部分、その整合性がとれてればいいんですけどね。それは大丈夫なんですね。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

市民のほうの行政サービス、消防サービスが低下しないように、今回3名増員をさせてもらって、これまでと変わらない人員を確保させてもらっているような状態でございます。

○副委員長（甲斐尊）

それでは委員長の職務を交代します。

（ 委員長の職務を梅田委員長に交代 ）

○委員長（梅田徳男）

ほかにございませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

それでは以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第63号議案については、原案のとおり可決することについて、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって、第63号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審議を終わります。休憩いたします。

午前１０時３０分 休憩

午前１０時３２分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。それでは秘書・総合政策課所管の議案の審議を行います。第６４号議案 白杵市多世代交流館条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

（付議議案書及び配布資料に基づき説明）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。どなたかご質問がございますか。

○委員（奥田富美子）

使用料のところ、お願いします。厨房ですが、どうしても最初にレストランが入っていたので、あれがこびりついているんですが、例えば、半年とか１年間の長期にわたって営業したいという人の、何かイメージはありますか。営業する人が入るといって、イメージはありますでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えいたします。長期の営業を想定はしておりません。以上です。

○委員（奥田富美子）

そうすると、短期でイベントで、営利目的でやるときには、その方たちが営業許可を臨時で取ってやるみたいな方法になりますでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えします。おっしゃるとおりでございます。

○委員（奥田富美子）

第７条の利用者の禁止行為のところ、ちょっとわかりにくいところがあるので教えてください。（４）のたき火等、火気の使用が駄目ということなのですが、たき火だったら外かなとイメージするんですが、それ以外に火を使う。例えばですよ。カセットコンロを持ってきて、厨房以外のところだとかいうのが、まず駄目とか、このたき火以外の火気はどんな火気をイメージしていますでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えいたします。たき火等の火気の使用は、大体通常の一般的な公共施設の禁止事項、屋内の施設に書かれているんですが、火を使う場合は、厨房以外、例えばキッズルームでカセットコンロとか、そういう申し入れがあったときは、当然、これに該当して、お断りするようにしたいと思います。ケースバイケースにはなるかと思うんですけども、原則、屋内ですので、火気は使わないでくださいという決まりにしております。

○委員（奥田富美子）

続きまして（５）ですが、張り紙とか立て札、広告の表示は駄目ということなんですが、なぜでしょうとか、何かイベントを催すときに、告知のための何かを張りたいとかそういうあたりも許されないのでしょうか。お願いします。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えいたします。ここの解釈は、臼杵市の公共施設ですので、イベント、例えばこの癒しカフェとかを普通に張っていました。あるいは公共施設にそぐわない張り紙、営業のポスターを張るとか、主義思想のポスターを張るとか、そういうのを防ぐために公共施設として、公共性を守るために張り紙などは駄目ですということでございます。

○委員（奥田富美子）

わかりました。もう１つお願いします。（８）ですが、交流館内の立ち入り禁止区域への立ち入りは、立ち入り禁止区域はどこになるのでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員の、ご質問にお答えいたします。立ち入り禁止区域ですが、今のところ、２－１とか２－２とか２－３とかは、使えるようにしているんですけど、まだ整備が終わっておりません。その整備が終わる前に、例えばこちらの１階、２階、３階、右のほうの階段のところなどは、目が行き届かないところがありまして、その都度、立ち入り禁止区域を設定させてもらう場合があります。前回開放したときも、このトイレの右側で、バリケードしまして、危険防止のために立ち入り禁止区域にしております。ですので、そういう管内のルールを守ってくださいというような意味合いがございます。以上です。

○委員長（梅田徳男）

ほかございませんか。

○委員（大塚州章）

教えてください。第１０条、使用料の屋外の駐車場１平方あたり、１１って書いてあるのこれは１１円、１平方メートル１１円ということですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。これは円でございます。１１円です。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。

○委員（大塚州章）

ということは、どういうふうな場合を想定してこの１１円というふう決められた。例えば、駐車場で、キッチンカーが入ったりしたときのことだろうと思うんですが、実際４時間使って、キッチンカーをそこに並べてくださいってときには、１００円弱の使用料ぐらいになるかなっという感じですか。

◎総務課課長代理（桑原昇造）

総務課の桑原です。私のほうからご説明いたします。駐車場もイベント利用する場合やキッ

チンカーを持ち込んで営業する場合ということを想定した作りとしておりまして、広範囲に使用する場合と、キッチンカーをスポットで持ってきて、狭い範囲で使用する場合で、料金設定に差が出てくるものですから、11円という設定をさせていただいておりまして、実際の運用としては、キッチンカー1台、小さい駐車枠1台ぐらいを置く場合には、4時間以内の利用であった場合は、400円程度。8時間、4時間を超えて使う場合には、600円程度にしております。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか

○委員（大塚州章）

1つ考えられるのは、ここがロケーションがいいので、キャンピングカーでここで泊めさせてもらいたいとか要望が出たときに、これに換算して、キャンピングカー1台を止めていいよという形になるような感じとして想定しても、よろしいですかね。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大塚委員のご質問にお答えいたします。開館時間を定めておりますので、キャンピングカーで泊まるっていうのは、今のところないです。

○委員長（梅田徳男）

ほかございませんか。

○委員（戸匹映二）

所管が市民生活推進課ってなっていますが、手続きは市民生活推進課まで行かないと手続きができないってことになるんでしょうか。使用の申請は、白杵庁舎ではできないのかということ。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。手続き、市民生活推進課に行かないと駄目かということですけども、その辺はなるべく使いやすいように、来春のスタートまでに、利便性を考えて、スムーズにできるように検討していきたいと思っています。

○委員（戸匹映二）

料金のところですが、営利目的が使用料の100%ってことは、単純に倍になるということですか。公共施設を営利目的で使うときは、いろんな施設あると思うんですけど、もうちょっと金額が高かったようなイメージがあるんですけど、これは何か基準とかがあるんですかね。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

戸匹委員ご質問の営利目的の使用の場合ですが、例えば野津中央公民館においても、営利目的の場合は使用料の10割を加算するというふうになっておりまして、他の施設等を参考にしながら設定したものでございます。

○委員（大塚州章）

先ほどの使用時間の件ですが、使用時間外は、入口はコーンなどを置いて、入らせないよう

にするような状況ですか、それとも関係なくフリーにしているような状況ですか。

◎秘書・総合政策課参事（内藤健治）

大塚委員の質問ですが、そこは課題ととらえているところです。今のところ、危害を加えられるということは、当然ないのですが、実際運用してみて対応していきたいと考えております。

○委員（内藤康弘）

第11条の使用料の減免です。例えば、高齢者が使用する場合は、どのケースに当てはまりますか。高齢者の文言がないんですけど。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

内藤委員のご質問にお答えいたします。今、想定していますこの表でいきますと、下から2つ目の枠、団体等が世代間の交流の促進、ここで含むようにしておりますが、今高齢者の文言がないというご意見は、今後、規則を作り込む上で参考にさせていただきます。

○委員（内藤康弘）

高齢者の方が使用する事例もあろうかと思うので、高齢者という文言は入れておいたほうがいいと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

内藤委員のご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（梅田徳男）

ほかはよろしいですか。

◎総務課課長代理（桑原昇造）

すいません、先ほど大塚委員の質問に対する説明でちょっと誤ったことを申し上げましたので、訂正させてください。キッチンカーを置く場合で、軽の箱バンですから、駐車枠1台分ぐらいを使用すれば400円というふうに申し上げましたけども、4時間以内の場合は200円程度を想定してまして、8時間、4時間を超えて使う場合で8時間置いた場合でも400円程度で、キッチンカーを持ち込めるというふうに現段階で想定をしております。

○委員長（梅田徳男）

委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代します。

（ 委員長の職務を甲斐副委員長に交代 ）

○副委員長（甲斐尊）

梅田委員の発言を許可します。

○委員（梅田徳男）

再スタートという意味ではこれから大変だと思うんですけども、施設運営という面では市民生活推進課ということですが、運営管理ということでは、どこが所管するんですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

梅田委員のご質問にお答えいたします。運営管理の実質的な貸し出しとか、鍵の開け閉め等

は、市民生活推進課が担当しますが、今後この施設全体のトータルコーディネートとか、進捗管理、あとグラウンドをどうしていくのかとか、案内看板とか、体育館は耐震診断しますが、そういう全体の管理は、秘書・総合政策課を中心に、市民生活推進課、農林振興課、建設課、総務課等で全体的なプロジェクトでやっていくのと、あと平山政策監を委員長としています再活用検討委員会でトータル的な管理を市全体で行っていく。そういうふうに考えております。

○委員（梅田徳男）

初期の目的っていうか、効果のある活用ということに、結びつくように引き続き対応をお願いしたいのが1つと、市民生活推進課のほうは、施設管理という面では少し負担が増えるんじゃないんですか。その専門的な人を増やすなり、人員配置を考えるなり、あるいはほかの仕事を減らすなり、その辺の対策はどうなんですか。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。当然業務が増えれば人役も増えますので、体制については定員管理の中で定めて管理をしていきたいと思っていますけれども、業務が増えるので人員は、増員をさせる予定で考えております。

○委員（梅田徳男）

具体的にはどうなんです。来年の5月以降ということですけども、今は、例えば2人、1人増やす、2人減らすとかそういう数字は、まだ出てないということですね。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。現状、職員数が394名ですが、退職とか、次回の来年度以降の採用等を見極めながら、総数で管理をする必要もございます。当然、業務が増えますので、そこは増やしたいと思いますが、具体的に何名というのは現状ではお答えできかねます。

○委員（梅田徳男）

わかりました。やっぱりそういう知識のある人を配置するとか、絶対数的には必要数を配置するとか、その辺の工夫もよろしくお願いいたします。

○副委員長（甲斐尊）

それでは委員長の職務を交代します。

（ 委員長の職務を梅田委員長に交代 ）

○委員長（梅田徳男）

ほかにございませんか。

（ な し ）

○委員（奥田富美子）

J Aからグラウンドの使用の申し出があっているということがありますが、そのことが、今回のこの交流館の利用には、差し支えないようにするでしょうけれども、J Aからの申し出がない状態で考えられた条例ではなかろうかと思うんですが、その辺りの関係性について、ちょっとお考えがありましたらお願いします。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えいたします。グラウンドは、農林業の振興に資する使い方をするという方針を立てております。そういう意味で言いますとJ Aさんの申し入れは、その方針には合致しているんですけれども、まだこの土地をお借りしたいという申し入れしかないものですから、今後具体的な話をする上で、多世代交流会のコンセプトに、支障がないような協議をしていかなければいけないと考えております。以上です。

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

それでは以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第64号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第64号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決します。これで秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。ありがとうございました。休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時03分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。それでは消防総務課所管の議案の審査を行います。第76号議案 物品購入契約の締結についてを議題といたします。それでは執行部の説明を求めます。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

（ 付議議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。どなたか質問がある方は、どうぞ。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

よろしいですか。それでは以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第76号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

ご異議なしと認めます。よって第76号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第84号議案 訴えの提起についてを議題といたします。それでは執行部の説明を求めます。

休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。84号議案と85号議案については関連する議案ですので一括審議といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

ありがとうございました。以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質問のある方はどうぞ。

○委員（大塚州章）

訴えを起こすっていうのは、どんな損害をどれだけこうむったかっていうのが何かあるんですかね。それを教えていただければと思います。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

その損害ということでありまして、富士通ゼネラルが談合を行って、不当に、機器の値段を引き上げたということになると思いますので、そこで本市が購入した機器が高いということになってくるというふうに考えております。

○委員長（梅田徳男）

ほかにございませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で質問を終わります。以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第８４号議案及び第８５号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第８４号議案及び第８５号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで消防総務課の所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。

○委員長（梅田徳男）

以上で総務委員会に付託されました、議案６件の審査を終了いたします。引き続きということとでちょっと休憩を入れます。１０分間休憩します。

午前１１時１４分 休憩

午前１１時２４分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。令和６年度総務委員会行政視察についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

◎書記（二宮貴司）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

行政視察については、方向性としては、１つは自治会運営の課題や自治会役員の後継者がいないとか高齢化になっているとか、そういう課題にうまく対応している自治会があれば、そういうところを視察したい。それからもう１つは地震の実態に触れて、それを確認することによってこれからの防災に活かしたいということで、その２点で視察先を検討いたしました。

調べたところ、富山県魚津市と氷見市の２市を視察先として選定したいと思います。これによろしいでしょうか。

（ 「はい」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

では、先ほど事務局より説明がありましたが、委員派遣の決定及び閉会中の継続審査（調査）の申し出を議長に提出することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって、委員派遣の決定及び閉会中の継続審査（調査）の申し出については、承認すべきものとして決しました。以上で総務委員会を閉会いたします。

午前 11 時 31 分 閉会

臼杵市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに記録を作成する。

令和 6 年 9 月 20 日

臼杵市議会

総務委員会委員長 梅 田 徳 男